

【附属】 (2020年6月11日に下線部分を追記しました。)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関連した「よくあるお問い合わせへの回答」

Q1 ニュースリリースを見ました。期限延長の手続きは、何をしたら良いでしょうか。

A1 順次、事業者の皆様へ、当センター担当よりご案内差し上げます。その際に申し出ていただくか、又は、後日事業者様からも申出によってこれらの対応を適用いたします。

Q2 これらの対応を申出なかった場合はどうなりますか。

A2 NITE 担当から通常の審査のご連絡をさせていただきます。

また、期日を超えた場合は、NITE の規程に従った一時停止等の措置を執ることとなります。

一時停止等の措置後に期限延長の対応を申出ていただいた場合は、期限延長及び一時停止の解除の手続きを行います。

Q3 現在、全社的に活動を停止している状態です。どうすれば、良いでしょうか。

A3 先ずは、NITE 担当までご一報ください。一時停止の措置及び当センターウェブサイトでのその旨の掲載等の対応を検討致します。

Q4 認定維持のための確認期限の延長は具体的にはどのようなようになりますか。

A4 それぞれの事業者毎に認定維持のための審査の実施期限を6ヶ月延長します。例えば、

	期限 (6ヶ月延長)		延長した期限
A 事業者	2020/7/15	→	2021/1/15
B 事業者	2020/9/1	→	2021/3/1

となります。

Q5 認定維持の確認期限の延長に対して、ISO/IEC 17025:2017 移行の期限 (2020年11月) はどうなりますか。

A5 認定維持のための審査の実施期限を延長した場合、延長した期限まで ISO/IEC 17025:2017 の移行期限も延長致します。

また、ILACでも、この度の新型コロナウイルスの世界的な大流行を受け、2020年6月11日付けでISO/IEC 17025:2017移行の期限を2021年6月1日まで延長することが決定されています。

【ILAC Web ページへのリンク】

https://ilac.org/latest_ilac_news/transition-period-for-iso-iec-17025-extended/

Q6 認定の有効期限の延長を6ヶ月とした理由は何ですか。

A6 国際機関での認証機関への今回の新型コロナウイルス感染症の対応としても異常事態における対処方法として、6ヶ月の期限延長を行うことの見解が示されております。

Q7 遠隔審査を受けるには、何を準備する必要がありますか。

A7 通常の審査で確認させていただく文書・記録は、可能な限りすべて電子ファイル化いただくことが必要になります。

また、遠隔審査では、NITEのSkype for Businessサーバに繋いでいただくことを予定しておりますので、PC等へのSkype for Businessアプリ（無料）のインストール、インターネット回線の確保が必要になります（不可能な場合には、応相談）。

電話を使用する場合は、NITE側から電話をかけさせていただきますので、通話料は不要です。

立会試験、立会校正の実施は、試験室でWebカメラ等が利用できる場合は利用をお願いし、できない場合は、試験風景を撮影した動画ファイルを送付いただく等の対応をお願いいたします。

詳細は審査チームとご調整いただくこととなります。

なお、本Q & Aは、お寄せいただくご質問、状況変化に応じて、随時、改定していきます。

ご質問の際には、最新版のご確認をお願いします。